

平成29年 第9回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年12月15日

招集年月日	平成29年12月8日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年12月8日 午前10時20分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年12月15日 午後0時7分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名
	1	大江 厚子			7	佐々木 道則
	2	田 島 清			8	角 田 伸 一
	3	平 岡 昭 洋			9	中 本 正 廣
	4	矢 立 孝 彦			10	吉 見 茂
	5	末 田 健 治			11	佐々木美知夫
	6	津 田 宏			12	富 永 豊
会議録署名議員	2 番	田 島 清		3 番	平 岡 昭 洋	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	上 田 隆		書記	齋 藤 和 典	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	小 坂 眞 治		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 島 俊 二		学校教育課長	長 尾 航 治	
	総 務 課 長	栗 栖 一 正		生涯学習課長	栗 栖 浩 司	
	総務課主幹	河 越 慶 介				
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉 田 美 保 子		保健医療福祉統括セ ンター事務局長	栗 栖 修 司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	齋 藤 邦 夫		福祉事務所長兼 福祉課長	伊 賀 真 一	
	簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		健康づくり課長	伊 藤 真 由 美	
	地域づくり課長	小 笠 原 敏 子				
	企 画 課 長	二 見 重 幸		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	企画課主幹	武 藤 克 巳				
	建 設 課 長	田 中 啓 二				
	産業振興課長	瀬 川 善 博				
	商工観光課長	児 玉 斉				
	税 務 課 長	片 山 豊 和				
	住民生活課長	上 手 佳 也				
児童育成課長	園 田 哲 也					
衛生対策室長	田 中 博 敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成 29 年 12 月 15 日

議案第 76 号	安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 77 号	平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 78 号	平成 29 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 79 号	平成 29 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 80 号	平成 29 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 81 号	平成 29 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
陳情第 10 号	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める陳情書
発議第 6 号	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
	閉会中の継続審査について（総務常任委員会）
	閉会中の継続調査について （議会運営委員会・総務常任委員会・産業建設常任委員会）

平成 29 年第 9 回 安芸太田町議会定例会
議 事 日 程 (第 4 号)

平成 29 年 12 月 15 日

日程	議案等番号	件 名
第 1	議案第 76 号	安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第 2	議案第 77 号	平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 7 号)
第 3	議案第 78 号	平成 29 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計 補正予算 (第 2 号)
第 4	議案第 79 号	平成 29 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算 (第 1 号)
第 5	議案第 80 号	平成 29 年度安芸太田町介護保険事業特別会計 補正予算 (第 2 号)
第 6	議案第 81 号	平成 29 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計 補正予算 (第 1 号)
第 7	陳情第 10 号	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める陳情書
第 8	発議第 6 号	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
第 9		閉会中の継続審査について (総務常任委員会)
第 10		閉会中の継続調査について (議会運営委員会・総務常任委員会・産業建設常任委員会)

平成29年度第9回定例会
(平成29年12月15日)
午前10時00分開会

富永豊議長

おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第76号

富永豊議長

日程第1、議案第76号安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。議案の説明は先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けます。はい、総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、おはようございます。議案第76号安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。今回の給与条例の一部改正は、本年平成29年の人事院勧告に伴うものです。改正の内容につきましては、職員の月例給、これを平均0.2%引き上げるもの、それから勤勉手当についてもこれまで4.3月としておりますが、これを年4.4月、0.1月分引き上げようとするものです。給料表の適用日については本年4月1日に遡って適用をさせていただきます。それから勤勉手当につきましては、公布の日から適用することとしております。以上、給与条例の少し詳細説明の方を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

富永豊議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番佐々木議員。

佐々木美知夫議員

これたんに、人事院の勧告による改正ということは、まだあるわけですが、私これ以前から疑問に思っておりまして、先日もたぶん中国新聞読まれた方はあると思うんですが、この人事院勧告というのは、企業50人以上の企業を対象に調査をして人事院の勧告をされるということであるんですが、それが果たしていいものか。その人事院勧告のとおり、何%あげると、各市町で盛んに改正のこういった事例がたくさんあります。当町のように、財源の少ない行政で、果たしてこの人事院勧告のとおり上げなければいけないものなのかというような思いを持っておりました。せめて人事院勧告はあったとしても、今回は当町の場合は据え置くとかいった配慮等々無いものかと思うわけです。よく人事院勧告で賃上げとかいったものを、今年度はやらないとかいったものがありますが、この人事院勧告で今まで人事院勧告により現在の給与を下げると何%下げるといようなことはなかなか出てこない。今までの事例を見ても、なかなか。その額面どおり人事院勧告を受けて簡単に上げていいものなのかなという思いをずっとしております。その辺の考え方お尋ねをしたい。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

11番議員さんのご質問の答弁をさせていただきます。安芸太田発足以来、全国的にもそうですが、給与制度、人事制度は、この国の制度に準拠して運営をしてきております。確かに言われるように、人事院の勧告は都市部の50人以上とか、以前は500人以上、今50人以上に下がっているんですけど、そういった給与体系等を勘案して勧告されるものでございます。議員さんが言われる、地場の企業等々と比べて同じじゃないということも理解

しますが、町としまして合併以来、摺合せ状況を勘案して職員の給料を3年間にわたり特例減額したこともございます。それと平成18年及び平成27年には国の人事院勧告で給与の総合見直しということで相当給料表自体を下げたことがございました。そういったように状況を見ながら減額ということもいたしております。現在の給料表は平成27年の給与を総合的に見なおして下がった部分でございまして、その人事院勧告に内容につきましても高齢職員の昇給抑制とか引き上げ抑制、若手に重点的な配分をいたしておるということでございますので、十分職員が仕事を行って住民の方の理解を得るような取り組みをしてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

11番議員さんの質問の中で、これまで人事院勧告であまりマイナス等の勧告を聞いた記憶がないという事なんです、平成17年ちょうど合併以後、今回13回目の12回目になりますか、勧告が出されております。参考までに手元の資料で申し上げますと、マイナス勧告が4回、プラス勧告が5回、平成17年以後、今回の給与改定、先ほど0.2%、平均0.2%と申し上げましたが、ちょうど昨年までで0%、平成17年度からするとですね。今回0.2%の引き上げでちょうど平成17年の給与からすると職員給与が0.2%今回の勧告で引きあがったということになっております。ですからこれまでも国の引き下げ勧告があった場合は、それに準じて町もこれまで引き下げ勧告をしておりますのでご理解いただけたらと思います。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。4番矢立議員。

矢立孝彦議員

1点ですね、これは町長の方へお伺いをしたいと思います。職員の不祥事が二度にわたって発生をしたということですね。町長の報酬減額、副町長の報酬減額が決定をされております。通常の職員の給与の改定についてはですね、先ほどの説明があった通りでございますけれども、特段の事情は背景にあるわけですね。そういう年度で人事院の勧告をそのまま踏襲して引き上げていくということについてはですね少し違和感がある、ですね。処分者の対象職員等の処分についてはですね、行われてはおりますけれども、こうした給与の改定についてはですね、職員がやはりできれば自ら今回は見送ってほしいという声が出てくるのかなというふうにも思っておりますけれども、特段そのことも出てないようでございますし、実はそういうところに違和感があることについては、町長どういうふうにお考えでしょうか。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

はい、給与の改正については先ほど副町長、総務課長が申しましたように、人事院の勧告を尊重する。人事院の勧告を尊重するという事は、いわゆる地方公務員に労働三権が確立されていないというのが大きな点でございます。国の方の勧告でございますし、広島県も人事院の勧告に相当する勧告がありますし、政令都市ではそういったふうな機能を持っておられますが、残念ながらわが町には直接的なそういったふうな機能を持っておりません。従いました国の制度に準じることを基本におきながら給与の改定を重ねてきたところでございます。そうしたふうな観点から今回の改定についてはご理解いただきたいと思っております。それとまた一方不祥事との関連でございますが、私どもいわゆる管理監督の責任の中で起きたことでございます。働いております労働者としての職員にこの勧告を置いといて、給与の据え置き減額等々を求めるのはまた違うところではないかと思っております。しかしこういった不祥事の解決、また失われた信頼、これを回復し取り戻すことは全職員の一一致した思いでございますので、引き続いての取組について注視いただきたく思います。

富永豊議長

はい、4番矢立議員。

矢立孝彦議員

そういったご答弁になろうかなというふうには予測をしておりましたけれども、対象の職員あるいは監督責任あたりについてのことについてですね、言及するタイミングでは今ありませんけれども、痛みを共有していくとかですね、職員が一丸となって再発防止に取り組んでおるといような行動指針を掲げてですよ、対応していくという今、今日でございますよね。私はもう目に見えるそういった行動を期待をしておりますが、副町長の方に少しちょっと聞いてみましょうかね。副町長さん、そういった行動指針を基にですね、今やっておられると思いますけれども、労組等あたりとの折衝がですね、この不祥事の関係についての待遇あるいは処遇、懲戒、それから給与の問題等々について、これまで交渉の中でそういう協議がどの程度なされておるのかについて少し経過を説明をいただきたいと思います。それから事務的なことでございますけれども、本来はですね、冒頭申し上げましたように、この年度については遡及の対象からは辞退をしたいということですね、労働組合等が提起をしないという事であれば、そういうふうな誘導を町長並びに副町長の方からですね、職員の方へ促していくというご努力がなされるのが筋であろうと思いますね。毎年やりんさいという話じゃないんですよ。特別の事情がある年度についての対応というものはですね、のんびんだらりの状態であるということ指摘しているわけですよ。人事院の勧告は来ましたからそれに準じてやりましょうと、1回目ならええですが、2回もやってですよ、そういうペナルティも全然ないという形の中で物事が進んでいくということで、町民は納得せんと思いますが。そこらあたりの事情、経過、状況をですね副町長の方から簡潔にご答弁を願いたいと。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

はい、職員の勤務労働条件につきましては、職員を代表する職員団体と折をつけて話し合いは実施しておるところでございます。安芸太田町不祥事を発生いたしまして、組合と職員団体ですね、職員団体と協議をする折につけて私の方から要はそういった要求なりするのであれば、やはり当町不祥事を起こしておりますので、そういったことを肝に銘じて業務にあたるよう再三再四お互いのことですが話をさせてもらっておるところでございます。職員団体の方もそこらあたりは理解してくれておりまして、全く無謀な要望でありますとか、そういったものは出ておらんという状況でございます。それと安芸太田町の場合若干国の基本とずれた運用をした部分もございますが、その辺の部分全部整理いたしまして、本年度国と同じような制度に確立できたというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。後段の遡及等々の課題でございますが、先ほど町長申しましたように、管理監督責任があるものについては、懲戒処分を下しております。他の職員には今後安芸太田町の発展のために力を合わせてやっていくという意味からも今回の措置を提案しているものでございますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

はい、4番矢立議員。

矢立孝彦議員

かねて自治体の組合についての昨今の動きについてはですね極めて疑問があるというふうに私は日頃から思っておるんですよ。もう1点ですね、副町長の方から不祥事を生む職場環境についてですよ、本来なら労働組合等からですね、職場の改善について様々な要望が要求されるというのが至当だろうと思うんですよ、私は。単にこういう形の中ですね、給与あるいは俸給等々についての賃金交渉ということでなくしてですね、そこらあたりの風とおしというものはですね、やはり詳しくはわかりませんが、本来なら同じ

目的を持って働いておる仲間ですよ。それが、その団体の方からですよ、様々な提起提案をですね、町長にぶつけていくと、こういう職場を改善しましょうじゃないか、こういうところについてはどうであろうかと、それについて我々については協力できるところについては協力するという前向きな協議というものがですね、なされるべきだというふうに私は思いますけれども、そういう経過というものはですね、果たしてあったのかないのか。答弁できる範囲の中でどういう職場改善の提起がなされてきたのかということについて少し触れてください。それから3回目ですから問題については私は本質を話をしているつもりでございます。これについて冒頭町長の方に申し上げていきましたけれども、生活給についてはですね、減じるということについては大変これは大きな問題でありますから、これに反対をしていく、この議案に反対をしていくというつもりはございませんよ。しかし、共有という形でですね職員との共同、執行部との共同、町長との支援共同ということをするね、見えない、それから町長あるいは副町長自身がですよ、職場の中でそういう環境を醸成しておられるか、しておられんかわからんですが、そこらあたりの行動指針というものがですね、きっちりと内部で二度と再発させないという決意というものがですね、議案の説明の中では伺いきれない。そこを指摘しているわけですよ。どうでしょうか。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

先に私の方から答弁させていただきます。給与条例の改正の答弁でございましたので、給与のことを中心に職員団体と話をさせていただきましたが、当然に職員団体の方からも今回の不祥事だけでなく、要は職員が働きやすい環境についての要求とか、衛生委員会等々中心に要求は出ております。そういったものを、給与の改正だけではなしに、そういった他の面の要求なり質問が多いというのが職員団体の方向性でございます。時間外も含めて町がよくなるのであれば、こういった協力もしますという前向きな発言もたくさん出ておりますのでご理解をいただきたいと思っております。それと不祥事におきまして、私副町長になりまして、後段の質問でございますが、各課長、職員にあいさつの徹底という形で一生懸命やってるつもりでございます。各職員、課長も私の意を受けては、やってくれとは思いますが、元気ですか、よろしくお願ひしたいと思っております。

富永豊議長

はい、他に質疑ありますか。はい、中本議員。

中本正廣議員

町長、副町長が先ほど言われた事というのがですね、これは議案説明の前、説明の時にやっぱり言うとかべきじゃないかなというのがやっぱり一番だと思いたね。それと国の方でも例えば省庁関係の職員になりたいという人は多くおると思うんですよ。これはどうしてなりたいたいと思うかということになると、将来的展望があるというのも1つありますけどね、やっぱりそういったことを含めて町の職員が給料アップについてはこれは当然町の全体の運営をする中で上げるべきだというような思いが私にはあります。こういった職場であるから町民の代表と言いますか、そういったことをやってる皆さん方が給料上がるというのは、それはいいことであって、町民がですね役場の職員になりたいというくらいの気合いを持つような形の方が一番大切だと思う。こういった思いが皆さん方であれば、私は問題ないというふうに思う。しかしながら今の中で、例えば安芸太田町全体の会社関係、町民の給与的なものがどういうふうになっているかということを見ると、さっき総務課長が言ったように平成17年からというようなことを出していく中では、それじゃあ町民はどうだったかと、その辺のところを考えるとすぐわかると思うんだけど。今の町内の企業の中で今回のボーナスがあるよね。どこが出してるか、どれだけ出てるかっていう事をやっぱり皆さん感じてもらいたいというのが私は一番なんです。だからこの前の一般質問の中でも、しっかり仕事量は出してそれを税金としてもらっていくというような形のものを作っていくのがやっぱり行政の立場じゃないかと思う、今の状況をよく見ながら

ね。だからやはり給料上げるといことは、それはいいことであって、それだけ役場の職員、町民の方から、そりゃあ出してあげんさいやと、みんなこうやって頑張るとるんだからというような形のものが見られるような形のものをやっぱり仕事のにもやるべきじゃないかというように私は思うんですけど、それを含めてトップの町長がというような考えを持っておられるかを聞かせてもらいたい。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

先ほど来、答弁しておりますように、我々のこの条例案の考え方の元は全国的に展開されておる 50 人以上の組織の平均的なところを追跡調査した結果としての数字を記しております。それが地場に変えたときにどれほど乖離があるか、あるいは現実的ではないかというご質問の趣旨と受け止めさせていただきました。確かにそういった観点があるところがございます。また一方冒頭申しましたように、労働三権の中でのものの考え方の一つの指針としての捉え方をこれはやはりご理解いただきたいと思えます。そうした結果ですね、ご質問にありましたように私たち町職員は町民の皆さんの期待に応えられるよう、また逆にこの地場と若干齟齬があるだろうと思われる給与の改定についてですね、十分そこにこそ町民の皆さんの期待に応える、エネルギーをそこに持ちながらですね、取り組んでまいりたく思えます。それと重ねての不祥事という観点からも職員本当に緊張感を持ちながら取り組んでくれております。私自身も今まではある意味拡大解釈もしながら仕事をしてきたところもございましたが、今日の状況の中では一つ一つ念を押しながらチェックしながらですね、仕事のスピードが若干落ちるとい弊害もあるところではございますが、一つ一つの仕事を職員とともに慎重に築きあげていく取り組みを今しているところでございます。

富永豊議長

他に、はい、大江議員。

大江厚子議員

はい、私もそれについてなんですけど、労働者、今町長さんが言われましたように、労働三権はやっぱり憲法で保障されているもので、なのに 1950 年位ですかね、公務員はスト権がはく奪されて、そういう意味で、消防とかまたもってはく奪されていますけど、いう意味で人事院っていうのが確立されてそこで給与とかいうのを交渉する以外はその実力でスト権というのを、ストができなくなったという意味で私はやっぱり人事院勧告というのは尊重すべきだし、そこを譲ってしまうとやっぱり労働者としての権利がね、どんどん取り上げられていくんじゃないかというところがありまして、その部分については人事院勧告どおりにすべきだと思います。それと不祥事について私前に一回質問したことがあると思いますが、検討委員会の中に労働組合がきちんと入っているのかっていうところで、ちょっと話はしますとかいうふうな意見だったんですが、お答えだったんですけど、それがきちっと入ってはいないんじゃないかと思うんですね。だから労働組合も一つの位置づけとしてきちっと入れて、検討委員会なりその今後どうしていくかっていうのを話すべきだと思いますし、それからやっぱり行政としてどちらを向いて仕事をしていくか、住民の方を向いて仕事をしていくのか、それとも国の言うなればひも付きと言っていいのかどうかわかりませんが、補助金なり交付金の方を向いて仕事をするのかっていうところで大きな違いなんですよ。住民は本当にそれを求めているのか、住民はもっと身近なここから求めているんだ、ここから話を始めてほしいんだというところがあります。生涯活躍のまちとか、地域商社とか、ポンとそこを出されても、住民はぴんと来ないんですよ。その一つずつ積み上げたうえでのそこが出て来るんならわかるんですけど、だからまず地方創生の交付金ありきではなくて、その辺をきちんと大事にしながらの行政施策というんですね、をやっていたら、こういう事がこの場で話するあれかどうかわからないんですけど、というふうに思います。そうですね、憲法できちっと保障されている労働三権は守るべきだということについては、どうお考えでしょうか。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

はい、過去の人事の歴史の中で、またいろんな制度が変わる中で今日の経済対策の中で、やはり働く権利を主張することは当然のことだと思います。それを公務においたときに、それを全て認めることは今のところふさわしくないという国民的な判断の中でこういったふうな地方公務員法としての制限がある。その代替としてのやはり人事院勧告だろうと思いますので、基本的にはその尊重するという方向で今職員団体とのこういう続いた前提のもとにして、協議を重ねているところでございます。それとご質問にありましたように、今地方創生という形で新しい取り組みを降ってわいたようなというご質問ございましたけれども、これはもう合併以来ずっと町づくりの基本の中に続いていることをこのような形で具体化するということで、なんら降ってわいたような話ではございません。むしろ有利な財源があったということが一方では大きなことでございますが、そういったふうなことが、このそういったふうなご質問をいただくような状況であることは、我々の説明がですねまだまだ十分ではないことを認識をさせていただきたいと思います。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

職員団体とは、交渉事項というか項目がだいたいできることは決まっております。ですからあと衛生委員会とかそういった部分については職員団体の代表を入れたり必要に応じてやっておりますのでご理解をいただきたいと思います。それと議員が言われる我々国を向いて仕事をしているわけではございません。住民が幸せになるためにこういった施策を展開するかという気持ちでやっておりますのでご理解いただきたいと思います。

富永豊議長

他に質疑は、はい、吉見議員。

吉見茂議員

私もですね、この一部条例のことについては当然その国の制度でありますから、反対する理由はないというふうに思います。ですから町当局の方もしっかりと自信を持たれて答弁されたらどうかというふうに思っております。本来その安芸太田町のその賃金体制についても県内町村数ありますが、人口が少ないからということもあろうかと思いますが、一番低いその賃金体制をとっております。せめてこの条例のようにアップについては当然させてもらうのもあれですけども、しっかりとですね、他の町村の賃金も見られてこれは議会の方にも同じような問題があって、議会の方も一番低い県内で一番低い賃金というか報酬でやっておりますが、人口が少ないから少なくても当然というよりも、仕事としてどこの町とも似たような仕事をしているわけですから、そこらの考えも今後しっかりとですね考えていっていただきたいなというふうに思います。それとちょっと質問ですが、ちょっと気になるのがこの表の一番最後の所ですね、再任用の所ですけども、これ再任用の皆さんで1級から6級まで書いてありますが、どこかに位置づけをされているのかなと思います。それは全ての人が一律同じ級に入っているのかという質問と、あとですね前にも話をさせてもらいましたが、再任用の制度は定年が65になるということで、60で辞めて5年間その退職金でつなぐ必要があるということで、国の制度で再任用65歳までは元の職場、ここで仕事ができるよという制度だと思うんですが、それであるのであれば、今経過措置の段階で、最近辞めた人は65じゃなくて63とか2で退職金が入ったりとか、今から若い人は60で辞めて、60で退職金で5年間はあるという認識でありますけれども、この間聞いたときには、年金が64か3で出ても65まで勤められるというようなことを話をされたと思うんですが、ちょっとそこら本来どうなのかなと、それが国の制度だと言われればそうですが、そこら住民から見ても年金が出るまでの制度なのに、なぜ年金が出てまでもまた勤められるのかなというようなことも言われる方もおられますので、そこらの

ことをちょっとお話をさせていただきたいと思います。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

質問の2点の前に、冒頭の時の中で、人事院勧告を基本にして運営はいたしておりますが、やはり冒頭3人の議員さんから質問のあった地場の給与制度等々の質問と議案説明の冒頭の話とかいう胸にぐいぐいと突き刺さるような思いがございます。そういった中でやはりこういった国に準じた給与制度をするのであれば職員は住民の期待に応える仕事をしていく必要があるというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。それと再任用でございますが、1級から6級まで国と同じような制度でございますが、安芸太田町の場合は再任用の場合3級を適用いたしております。職場では主任という中でございます。他市町では部長とか課長も6級で再任用という形の運用をしておりますが、安芸太田町の場合は3級で再任用という形で運用をいたしております。それと再任用のことでございますが、国の今の制度というか指導は要は希望があれば65歳まで再任用を下さいということでございます。それと確かに年金、今段階的に支給年齢が上がっておりますが、本則部分は65歳から満額支給でございますので、そういった一部しか出ないという意味で65歳まで再任用希望という形の制度を取っております。それと再任用につきましては、再任用の希望が出た段階で4月に向けて人事異動の中でその元の職場というところが決まっているわけではございませんので、その適材適所につきまして配置を人事配置をしておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第76号安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第76号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第76号安芸太田町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第77号

富永豊議長

日程第2、議案第77号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)について議題とします。議案の説明は先日町長より行われておりますが追加説明があれば受けます。はい、河越主幹。

河越慶介総務課主幹

はい、議案第77号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)について説明をさせていただきます。まず第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2,602万2千円を追加し、歳入歳出総額を84億2,446万8千円と定めるものでございます。続きます第2条は地方債の補正でございます。資料の4ページをご覧ください。まず上段の災害復旧事業でございますが、こちらは本年9月17日に発生しました豪雨災害により農地へ被害が及んだことから当該用地の復旧工事に必要となる財源を確保するため、起債額を1,930万円から1,990万円へと増額するものでございます。次に下段の過疎対策事業でございますが、こちらは頑張るビジネス応援補助金の交付事業の増加に対応するため、このほど170万円を増額させていただくものでございます。町債の補正の関係は以上でございます。それでは第1条の歳入歳出予算の補正につきまして各事業課から詳細をご説明申し上げます。

富永豊議長

はい、総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、各課より順番に今回の補正予算の主立ったところを説明させていただきます。今回の補正については職員給与費、先ほどお認め頂きました職員給与費の改定が主なものですが、それ以外の部分を総務課より順番に説明をさせていただきます。15 ページをお開きください。歳出の方です。総務費、総務管理費の財産管理費のところには川・森・文化交流センターの事業として 48 万 5 千円挙げております。これは 4 階にあります加計高校の寮、来年度女子生徒が入学希望しております。この入学希望によりまして女性寮を 2 部屋確保する必要があると、これに伴いまして、備品購入を予定しております。主なものはロッカー、冷蔵庫、洗濯機、こういったものを 48 万 5 千円ほど挙げさせていただいております。それから下段の電算管理費の方に 247 万円ほど挙げさせていただいております。これは社会保障番号制度の記載事項の新たな法改正対応のためのものを委託料として挙げさせていただいております。あわせてデータ、標準レイアウトの変更分も法改正対応するために挙げておまして、これが合計額 24 万 7 千円ほどございます。9 ページの方にこの歳入、システム整備補助金というのがちょうど中段の方に二つほどあるかと思えます。これが歳入部分です。上段が 10 分の 10、それからデータ、レイアウト分が総額が 114 万 3 千円に對しまして、3 分の 2 の補助金ということで 76 万 1 千円ほど挙げております。総務課からは以上です。

富永豊議長

はい、二見企画課長。

二見重幸企画課長

はい、企画課から補正のお願いをさせていただきます。17 ページをご覧ください。17 ページの一番上の枠でございます。総務費、企画費の中のまち・ひと・しごと創生事業でございます。こちらにつきましては平成 27 年に策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略が 31 年までの計画となっておりますが、計画を進める中で当初の計画がより具体的になって参りましたので、こちらのまち・ひと・しごと総合戦略の改定を行うために戦略推進会議を開催をさせて、3 月に開催をさせていただいて、この改定を行おうとするものの委員会に要する経費でございます。報酬が 5 万 4 千円、報償費 2 万円、旅費 1 万 8 千円を計上をさせていただいております。よろしく申し上げます。

富永豊議長

はい、福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、それでは福祉課の方から補正予算のお願いをさせていただきます。ページで申しますと 19 ページをお開きください。19 ページにあります高齢者生活福祉センター事業の事業費として 44 万 1 千円ほど計上させていただいております。これにつきましては筒賀高齢者生活福祉センターひまわりにつきましては、消防設備のうちの火災報知機の自動火災連動の火災報知器を設置するもの、合わせまして 2 階の公衆浴場の女性トイレ床下配管風呂場との壁間にあります循環配管の一部に発生しております漏水の修繕のための費用でございます。その下にあります在宅福祉事業ということで委託料を 175 万円ほど計上させていただいております。現在社会福祉協議会の方に委託して行っております配食サービス事業につきましては、今年度から実績数に応じました単価契約としております。年度当初に見込んでおりました配食利用者数が大きく増加したことに伴い、提供数の増加に対応すべく単価契約に基づく委託料の増額をお願いするものでございます。以上です。

富永豊議長

園田児童育成課長。

園田哲也児童育成課長

はい、それでは児童育成課からの補正の説明をさせていただきます。19 ページの下段の方をご覧ください。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の子ども子育て

支援事業 9 万 8 千円の補正でございますが、これは幼保の施設の在り方の検討という形で就学前保育教育の在り方検討委員会を開催する予定であります。この委員会の委員に対します報酬、費用弁償の補正でございます。児童育成課からの説明は以上でございます。

富永豊議長

瀬川産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

はい、産業振興課から補正のお願いの説明をさせていただきます。ページ数でいきますと 23 ページ目になります。23 ページの中段になります、農村地域総合推進事業補助金の 180 万 7 千円を増額をお願いをするものでございます。この内容でございますが、広島市と連携しました広島活力農業新規就農者研修制度を活用した小松菜を主体とします新規就農者のビニールハウスの整備に係る資材費の増額に伴いまして補助金の増額をお願いするものでございます。ビニールハウスは早木地区に 3 千平方メートルのハウス 15 棟を整備しようとするものでございます。総事業費といたしまして 3,541 万 2 千円の 2 分の 1 にあたりまして 1,770 万 6 千円を補助するものとなっております。今回 180 万 7 千円につきまして、増額の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、児玉商工観光課長。

児玉齊商工観光課長

はい、商工観光課から補正のお願いをさせていただきます。ページは同じく 23 ページの下段の方にあたります。頑張るビジネス応援補助金につきましてでございます。予算 1 千万円に対しまして、申請等 6 件ありまして、1,171 万円ほどの申請等が出ております。不足分が 171 万円不足が出ますので、この 171 万円につきまして補正をお願いするものでございます。続きましてその下、観光施設管理事業でございます。委託料が 33 万 8 千円増額ということで、これはグリーンスパつつが施設の定期報告ということで、これが今年度から広島県の方へ報告義務が発生するようになりまして、38 万円ほど増額をさせていただきたいというものでございます。以下の需用費、委託料、工事費につきましては、グリーンスパつつがの空調修繕等ですね、組替補正ということによりましてお願いしたいと思っております。以上でございます。

富永豊議長

田中建設課長。

田中啓二建設課長

はいそれでは建設課の関係を説明させていただきます。議案書ページの 24 ページ、25 ページをご覧くださいと思います。土木費の道路橋梁費、道路維持費でございます。まず需用費でございます。こちら修繕料 75 万 6 千円ということです。筒賀支所管内の除雪に使用いたします町所有の機械、7 年間使用しております機械が経年劣化等により修繕の必要な部分でございます。75 万 6 千円の補正をいただきまして、修繕を行い、今年度の除雪に活用したいというふうに考えております。その下の工事請負費、250 万円でございます。こちらにつきましては年間を通して町道の路線維持を行う関係の予算の増額をお願いでございます。今年度当初予算で計上しておりました部分が今年度の様々な状況に対応して参った結果、これから冬場を迎える状況への対応、また年度末までの道路の通行確保をするための対応に予算の不足が見込まれるということで 250 万円増額をお願いでございます。内訳としましては、加計支所管内で 100 万円、筒賀支所管内で 150 万円の増額、あわせて 250 万円の増額をお願いでございます。続きまして下の住宅費、住宅管理費でございます。こちら工事請負費 450 万円の増額ということのお願いです。こちらもともと当初予算で老朽化した住宅の解体工事、予算計上しておりましたけれども、解体にあたる実施設計を行ったところ、予算が不足するというので今回 45 万円の増額をお願いいたします。場所は上殿中央の京之本住宅の昭和 33 年に建築されまして 59 年経過した木造平屋建ての住宅の解体ということでございます。団地に 4 戸ございましたものを 3 棟はすでに解

体済みでございます。残る1棟の解体ということで今回増額をお願いするものでございます。続きまして議案書ページの28ページ29ページをお願いいたします。災害復旧費の農地災害復旧費でございます。工事請負費230万円を増額を今回お願いするものでございます。7月4日5日発生しました梅雨前線豪雨災害で農地三件につきまして、9月補正において概算の工事費で補正をいただいたものがございます。その後実施測量設計また災害査定等経まして、工事発注のための実施設計を行ったところ、工事費が不足するということで、梅雨前線豪雨災害での80万円の増額。またその後9月17日に台風18号で農地が1件被災しております。場所は殿賀の埵地区でございます。こちらにつきましても国の災害査定等経まして、工事発注を行いたいということで、その箇所は150万円ということで、今回新たな追加という事でのお願いでございます。農地の早期復旧に向けて取り組みたいと考えておりますので、今回補正ということで、230万円の増額、よろしくをお願いいたします。建設課は以上でございます。

富永豊議長

はい、長尾学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、それでは学校教育課の方から説明させていただきます。ページ数は27ページをお開きください。教育費の小学校費でございます。備品購入費といたしまして47万3千円を計上させていただいております。こちらにつきましては、筒賀小学校の電話機の購入を思っております。現在使用しております電話機につきましてはリース契約というもので契約をさせていただいておりますが、リース契約の更新を当初検討しておりましたが、購入することで5年以上使うことで有利な金額になるということと、それから留守番電話機能をつけるといったようなことをしたいために、備品購入としてあげさせていただきました。下段の小学校運営事業といたしまして、同じく備品購入費43万2千円を計上させていただいております。こちらにつきましては、戸河内小学校の小型除雪機械を購入したいと考えております。当初の計画では道路を除雪する大型の除雪機械で除雪をしていただくというふうに検討しておりましたが、入り組んでいるところに給食室、給食の搬入口というのを設けております。大きい機械が入りますと、周りの工作物を壊すといった恐れもございますので、小型除雪機械でそちらの給食搬入口その他職員の駐車場、来客駐車場の除雪をするための除雪機械の購入を思っております。学校教育課からは以上でございます。

富永豊議長

はい、生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

はい、失礼します。生涯学習課の方から説明させていただきます。ページ26ページの社会教育費の中の生涯学習推進費です。これは全て成人式の新たな成人式を模索する中で、場所を今までの場所とは違う場所でやるということで、そういうものに対しての増です。需用費で主な内容は会食代が49万6千円。それとあと印刷製本費でこれは思い出新聞を新成人の生まれた日の新聞をですね各自配ろうということで、これが10万5,600円。次のページにいきまして、役務費ですが、これは郵送代です。2千円ほど郵送代を計上させてもらいました。委託料ですが45万4千円、これは動画の撮影費が25万3,140円、それと新たな試みとしまして、地元ということにこだわりまして、戸河内ウイスキーを8年間保存して8年後にはまた皆さん集まってくださいねという形で、中国醸造の方をお願いして作ってもらうという方向で検討してます。これが委託料として20万円ほどかかるようになってます。以上です。

富永豊議長

はい、梅田筒賀支所長。

梅田幹二筒賀支所長

はい、15ページでございますが、財産管理費の需用費、庁舎等管理事業の8万9千円でございますけれども、筒賀支所の食堂系統の空調機冷媒ガス管が破損したために修繕する

ものでございます。8万9千円の増額をお願いいたします。

富永豊議長

はい、以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、佐々木議員。

佐々木美知夫議員

えーとですね15ページ、まずとりあえず15ページ、川・森・文化の交流センター事業がありますよね。これで女性生徒が1名増える予定であってちょっと改修せないかんということなんですが、先ほど備品購入の中でロッカー、冷蔵庫、洗濯機等々の説明ございました。これ一部屋2人という全員協の席で説明ありましたよね。この洗濯機、洗濯機というのは、個別であるということですかね。どうなんですかね。これ一部屋で一つという事なのか、ちょっとその辺をちょっとよくわからないので、洗濯機なんかは例えば今現在何人か入っておられると思いますが、その人数分の洗濯機が揃えられているのか、それとも二人で一つとか。その辺をちょっとお尋ねをしたい。それとですね、先程の小学校の運営事業の中で戸河内小学校の除雪機。除雪機は当然大変便利で有効に使われることとは思っておるんですが、これの使用される方、要するに一教員がされるのか果たして忙しいさなか、教頭先生がされるのか、校長がされるのか、はたまたその除雪するときには、臨時でどこかに出してやってもらうとかいった構想があるのかどうか、そのへんだけお願いします。

富永豊議長

はい、総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、15ページの川・森・文化交流センターの運営事業の48万5千円の内訳の内、洗濯機、先ほどの説明で私どもの説明で新たに今回2名の女子生徒が入校希望を出されている。結果的には試験の結果にもよりますけれども、一応それを想定して準備の方を整えさせていただきました。これはまさにロッカー等がそれにあたるんですが、私どもの説明不足で、この洗濯機の部分については、それぞれ一部屋一部屋にあるわけではなくて、現在4階の高校寮の方へ13名ですか、今生徒が入寮しておりますが、来年度はさらに男子生徒も含めて相当増えると。そうすると洗濯機がなかなか自由に使えない、時間がかかりますので、この洗濯機については新たに増加する男子生徒用の洗濯機、これ女子生徒と男子生徒分けておりますので、新たに増加する男子生徒の洗濯機というふうにご理解いただけたらと思います。私どもの説明不足でした。よろしく申し上げます。

富永豊議長

はい、長尾学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、失礼いたします。27ページの小学校運営事業の備品購入、除雪機械の誰が操作をするのかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、率直に申し上げますと、学校の中で使用していただくということで、現在ではですね、校長先生が除雪にあたって頂くというお話をさせていただいております。この機械の予算計上にあたりましてはですね、学校の方と入念な打ち合わせを行っております。学校の方でもですねぜひそういう機会があれば学校内のことですから学校で除雪をしたいということがございました。もちろん今後の労務のこともございますので、今後の当たり方につきましては、様々な検討がいろいろあると思います。とかくこの戸河内小学校につきましては、豪雪地帯の中にあります小学校ということで、多くの積雪がある時期が集中するような時期がございます。こういったときにはですね何らかの対応、学校以外での対応ができるようにということも含めて検討していきたいと思っております。以上でございます。

富永豊議長

はい、佐々木議員。

佐々木美知夫議員

今の小学校の除雪の件ですね、これ連続的に多分校長先生がされるんだらうとは思いますが、校長の業務というのは大変多くてね、1か所狭いところをするならまだしも、ついでに入口とかいう事になると大変な重労働になってきます。その辺をね学校内で対策するんなら、各先生方にもこういった使用方法等々よくね研修をされて、けがの無いようなね、ことにしていただきたいと思っております。以上です。

富永豊議長

はい、他に質疑ありませんか。はい、吉見議員。

吉見茂議員

はい、ちょっと質問が、27ページ生涯学習の関係の成人式、追加が100万位、当初予算がいくらで100万アップしたのかちょっと教えてもらいたいのと、例年どのくらいの経費がされておったんかというのもあって前回の説明かなんかで、新たなメンバーというか協議会で新しいことを協議してやっていきましょうということで、見ると今説明があった分と言うと、会食が50人の成人者に対して40万、食費が7、8千円ですかね、が増えたのと、あと動画とかそういうものとかウイスキーとかという話ですが、過去の経過とそこで協議されてこういうふうになったというのをちょっとわかればまた詳しく教えてもらいたいのと、場所はどこかというのを、よろしくお願いします。

富永豊議長

はい、栗栖生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

成人式、経過ということ、まず最初に。今まで成人式は川森の方で式典を行いまして、その後講演をするということのをずっと繰り返してきたんですが、昨今成人者の数もなかなか少なくなってきた。若者、若者という言葉の掛け声の中において今まで通りと。それではもっと本当に新成人を祝ってあげる方法はないんだろうかという一つの疑問の中からそういう事をもうちょっと祝ってあげようよという形の中にこの度新たな成人式の方法はないか模索するという形で、色々な案を出しながら今回の試行的にやってみようという形で温井スプリングスの方で成人式をさせていただいたらというふうに思いまして、企画しました。食費というのがありますが、この食費代、会食代と言いましても、その中に会場使用料も一緒に込みの会食費になってますので、若干ちょっと高めになるのかなというふうには思います。今までがですね、大体50万前後くらいでやってきているわけです。場所代もかかりませんし、主な内容としては講師代がほとんどみたいところでやってきております。今回増額という形になりました。やっぱり一番大きいのは今の会食費の増額分が一番大きいだろうなと思います。それと先ほど言いましたが、新たな試みとして戸河内ウイスキー、これを来年も再来年も続けるかどうかというのは、まだわかりませんが、やっぱり何かのストーリーが成人者に伝えられたらなという思いの中で、一応中国醸造の方と話をしたところ8年醸造できるということですので、今回の成人式に出た新成人の方が8年後にもう一ぺん安芸太田町で集ってもらえる機会をですね提供できれば、その時の費用っていうのは当然個人持ちになるんですが、でもそのきっかけづくりになればなっていうんで今回その一つの試しとして、戸河内ウイスキー、なおかつこれが地元っていうものでないと、ただものを買って送ったでは意味がないので、そういう事を含めて計画させてもらったということです。以上です。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

この新たな成人式につきましては、町長及び私の方から担当課の方へ指示をいたしましてちょっと企画してみなさいという案件でございます。人数少ないからこそできる成人式があるんじゃないかということ、これがずっと続くということになしに、やっぱり1年2年試験的にやってみて成人者の方にアンケート等行い、そういった形がいいのかどうかというのは引き続き検証していきたいというふうに思います。

富永豊議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、角田議員。

角田伸一議員

23 ページなんですが、頑張るビジネス応援補助金、6件と言われましたが、この内容をですねちょっと教えていただきたいと思います。

富永豊議長

はい、児玉商工観光課長。

児玉斉商工観光課長

はい、6件の頑張るビジネスの今年度の内容につきましてご報告をさせていただきます。2件が美容室でございます。1件が炭焼きの関係でございます。もう1件が4件目が豆腐屋さんでございます。5件目がキノコの栽培、きくらげでございますが、の栽培でございます。6件目最後でございますが、これはカフェでございます。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。4番矢立議員。

矢立孝彦議員

少しちょっと項目的にね、多くなるかもわかりませんが、簡潔にご答弁ください。15ページの、総務管理費、加計高等学校の寮の関係の費用についてですね。今後この川・森・文化センターの4階を中心にしてですね、今後も続けてどういう形の計画があるかどうかですね。1年間の応募状況を見ながらちまちま対応するというのも悪いことではないですが、腰を据えた生徒の募集、あるいは町外、特に県外からですね生徒さんをお迎えをしていくということについては、それなりのやはり受け入れ計画というものをきっちりとしてですね、やるべきだというように思いますが、ちょっと触れてください。それから23ページの農業振興費の関係、農村地域総合推進事業ということですね。説明によりますと4人目の若い方の対象の費用ということですが、この事業にかかってですね4人目であるということですが、定住状況を地域との交流状況ですかね、そこを少しちょっと説明を加えてください。同じく23ページ、頑張るビジネスの応援補助金の関係ですね、171万円。非常にこの制度についてはですね効果的だなというふうに思っていますけれども、先般広島県がですね非常に中山間地の振興条例に続いて、県中小企業あるいは小規模事業の振興条例というものを打ち立てましたね。そういう中で特にこの中山間地における産業育成についてはですね、県の方も相当力を入れてきてくれております。頑張るビジネスの関係、制度、財源の関係もありますけれども、商工観光課の方ですね、現在ある安芸太田町の中小企業振興条例については、兼ねてから改正をすべき整理をすべきというふうに申し上げておりますけれども、この頑張るビジネスのものも含めて一元的にですね地域の中の小規模事業者あたりをどうやって育成していくか、これ起業することを含めてですよ、そういう形の体系を整備する必要があると思いますが、それを含めて少し答弁を加えてください。25ページの住宅費の関係ね、上殿京之本の住宅の解体についての補正ということですが、この当該住宅に係る町有地の面積を少しちょっとお答えください。それから今後この町有地の利用計画についてどうかなということがあればね、そこらあたり。それから地元への協議、相談協議についてはどういうお考えかということについて少し触れてください。27ページについて、小学校の管理事業でございますが、統合をされてですね新設をされた小中学校についての学校管理についての費用がぼんぼん出てくると。いたし方ない補正予算もありました、ありましたけれども、一つですね、現在上殿小学校の講堂の方が非常に劣化しとるということですね。それについてはいつ出るのかなと思っておりますけれども、どういうふうな対応を今されておるのかなというふうに思いますので、そこを触れてください。外壁が今相当悪いわけですから、それが雨・雪で漏れて天上が落ちてもかなわんと言うて地域の声がありますので、この機会にお伝えをしておきます。それから同じく27ページ、成人式、これいいですね、非常にいいと思いますね。ただ、今、副町長の答弁の中にもありましたけれども、アンケートも行うということですがね、生まれた

年の新聞 10 万 5 千円、これもそんなものかなと、ウイスキー、そんなものかなと思えますが、アンケートをせっかくおとりになるのであればですね、二十歳の提言という形でね、やはりもう少し工夫をされて二十歳になった皆さん方がこの安芸太田町の将来をどういうふうに希望してあるか、こういうような町になってほしいなというようなことを中心に会食を重ねていくということであれば、非常に効果的であろうと思えますね。しっかりこれ会食をされてですね、励ましていただきたいと思えます。その一点だけ町への二十歳の提言というものをですね、工夫をされてみてはどうかという提案でございます。それからえっとはないんですが、別表の方でですね、補正の明細書の中で、何ページになるんですか、ごめんなさい 31 ページか、31 ページね、管理職手当が 2 万 3 千円の増という予算ということですよ。管理職手当そもそもどういう趣旨の手当であるかなと思えます。これ少しちょっと説明を加えてください、管理職手当。それからもう 1 点あったかな、38 ページの起債の関係、地方債の調書の関係ね、中程にございますけれども、合併特例事業債についてですが、29 年度年度末見込み額の残高が 26 億円程度でございますね。これについては公表報道の方からも発表されておりますけれども、5 年間の延長ということになっておりますけれども、非常に歓迎すべきであろうと思えますね。これは最終決定されておらん状況でございますけれども、合併特例債の延長に伴ってですね、起債替えの方向現在考えられる段階ですあればこういうふうな形の活用が考えられるのではないかとということについて少しちょっと触れてください。以上です。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、15 ページの川・森・文化交流センター 4 階の加計高校の寮の今後の方向性ということでご質問いただきました。現在 4 階の洋室につきましては、加計高校それから指定管理者でありますユースサービス、両者とも積極的にこれは高校の寮として整備したいという意向を持っておられます。ただしこの洋室については当然そういう方向性なんです、4 階には和室もございます。ただ和室を改修してまではというところはございませんので、今後 24 から 26 名程度までがこの受け入れの限界かなというふうに高校の方でも川森の方でも考えておられるようです。従って高校の寮の受け入れ人数については先ほど申し上げました人数がほぼ受け入れ限界、それを越えては和室等の改修までは今のところは予定は町の方もしておりませんし、指定管理者の方でもまだそこまでは思って無いようでございます。そのようにご理解いただけたらと思えます。使用率から言えばですね、最大限その洋室を改修することから言えば、今 6 割程度は埋まっております。来年度はさらに 7 割程度まで増える見込みというふうには聞いております。それと総務の関係で、31 ページの管理職手当の増額について下段の比較表の方ですね、2 万 3 千円ほど、本町の職員の場合、ちょうどページ数で申し上げますと 35 ページ、ごめんなさい 34 ページですね、34 ページの上段の表をご覧ください。29 年の 11 月 1 日現在の各給料表、級別職員数がございます。本町の場合、管理職手当は 6 級の課長、主幹にこれが該当します。この 23 人の給与の今回の人勤、人事院勧告の反映分というふうにご理解いただけたらわかりやすいかと思えます。以上です。

富永豊議長

はい、産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

はい、議案書ページ 23 ページにありました農業振興事業におきます農村地域総合推進事業、広島活力との連携事業の中の定住状況、地域交流状況ということでご質問がありましたことにつきまして、ご回答させていただきます。今現在 3 人の方が実際ハウスを建てられて季節野菜を生産されております。今現在ですね 3 人の方で定住状況は 8 名定住しております。今回の 4 人目の方で 9 人目の定住されるという（わかりにくいという声あり）計 8 名の方が、3 世帯で 8 名、そして今回 4 人目となる方が増えまして 4 世帯で 9 名とな

る見込みとなっております。地域との関わりにつきましては、ハウスを建てられたところで、地域内の清掃活動とか、また今まで3人の中で1人がですね、地域の中で消防団としてですね役員として活動されているという状況があります。こういった方で、ハウスについては地域との連携ということも強く強調して活発的に活動していただくようにはお願いしておるところでございます。以上でございます。

富永豊議長

はい、児玉商工観光課長。

児玉齊商工観光課長

はい、先ほど頑張るビジネスに関するご質問がございました。町内業者に使いやすいようなメニューというようなご指摘もありましたところでございます。これはご指摘の通り町内の方より現在起業されている事業者様等からですねちょっとなかなか使いにくいメニューだということをご指摘をいただいておりますので、現在商工会とともにですね、現在町内で起業されている事業者の方ですね、使いやすいようなメニューに改善できないかなということで今検討を進めさせていただいております。なおもう一つの中小企業に関する条例につきましてもですね、これは商工会の方からご指摘をいただいている部分がございます、このへんも含めてですね現在商工会と一緒に協議を進めさせていただいております。もしまとまりましたらまた議会の方へですね報告をさせていただければというように思います。よろしく申し上げます。

富永豊議長

田中建設課長。

田中啓二建設課長

はい、25 ページの住宅管理費の関係のご質問でございます。上殿中央の京之本団地の敷地面積は 860 平方メートルでございます。今後の土地利用ということでございます。住宅に関しましては、平成 26 年に安芸太田町公営住宅等長寿命化計画を策定しております。その計画ですと京之本団地現在地での新たな建て替えという予定はございません。通常こういう建替えの無い土地につきましては、行政財産から普通財産への移管するというような手続きに進むような予定でございますけれども、解体とあわせてまた地域の方へその辺の情報提供を協議等また行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

富永豊議長

長尾学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、失礼します。学校管理費にかかります維持管理経費についてのご質問をいただきました。実を申しますと、それぞれの小学校でやはり維持管理というものが少しずつ出てきております。こちらにつきましてやはり年次計画というものを持ってですねあたりたいたいというふうに考えております。ご質問のございました上殿小学校の講堂、これH鋼の部分ですけれども、現在では塗料がはがれてきておまして、かなり高いところの部分の塗料がはがれてきているといった現状がございます。直ちにですねものが降ってくるというような状況ではございませんけれども、先ほど議員からおっしゃったとおり見栄えの問題、それから外で遊んでいればやっぱり粉が目に入るといったようなことも懸念がされます。今回の補正にですね計上ということも考えたんですけれども、冬季の期間にあたるということもございます。それから学校の要望というものがあがったのが9月の時点、申し訳ございません、10月の時点でございましたので、今回とも思ったんですけれども、新年度の予算の要求の中で整理をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、栗栖生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

はい、先ほど成人式でアンケートということがありましたけれども、その中でですね、

抱負もしくは町への提言というものを取り込んでですね、安芸太田町への思いが少しでも残る機会の提供ができたらと思いますのでよろしくお願いします。

富永豊議長

河越主幹。

河越慶介総務課主幹

はい、先ほど合併特例債のことについてのご質問をいただきました。確かにですね合併特例債、5年の再延長ということですね、国の議員立法を目指すということで昨日もですね、地元新聞の方で報道があったところでございます。合併特例債のですね今後の活用の見込みとしましてはですね、こちら庁舎のですね耐震化であるとか、あとリニューアルですね。こういったところでですね使えるというふうに考えております。その他起債メニューの振替等につきましてですけども、本町の場合ですね、合併特例債よりも有利な過疎対策事業債とか辺地対策事業債、こういったものが活用できますので、今後もこういった過疎対策事業債等を中心にですね活用していくという形は続いていくのかなというふうに考えております。いずれにしても各事業ですね適正等を見ながらですね合併特例債活用するのが有利ということになりましたら、積極的に使っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

1点補足で管理職手当でございますが、要は6級以上におります課長は課をまとめる責任がございます。こういった困難な業務に対して支給をいたしておるところでございます。

富永豊議長

はい、4番矢立議員。

矢立孝彦議員

15 ページの川森の関係ですね、改修の問題、現在充足的にはですね約6割程度ですかね、ということですが、後がないと思いますね。加計高校の存続についてはね縷々一般質問の中で申し上げておりますけれども、やはり高等学校、県、加計高校を応援するやっぱり団体がありますね、そういうところとしっかり摺合せをしてですね、方向が安んじて存続対策ができますよと言う環境をこの受け皿の中でですね作り上げていくということが寛容であろうと思いますね。従ってわかりやすい表現で言えばですね、ちまちま改修するんでなしにですね、がっちりともう100人規模の生徒さんが常時確保できると、その中で町の生徒さんの確保の計画が立てられるようにね、しっかりとやってほしいというふうに思います。これは町長、教育長の方にもですね、この機会に指摘をさせていただいておきます。それから31ページ、管理職手当ね。この私の質疑の趣旨はですね、これが多いという話じゃないんですよ。もっと充実をされてはどうかと、期間的にという話なんです。何度も引き上げ出しては申し訳ありませんけれども、風通しのいい職場というものをですね各担当課の中でやはり努力をしていくということについての財源についてはですねポケットマネーを各担当課長が出すということも時期的にはありましたが、最近そういう状況ではないですね。従って管理職手当の充実、これは特別に年数を切ってそういうふうに再発の防止の係に係る職場環境の改善のために管理職手当を充実していくという方法は一つの方法だと思いますね。そうでないのであれば、他に財源を求めて特別に3年なら3年、5年なら5年間というものはきっちりとした課内全体を含めてですね職員の皆さんがきっちり義務を果たすと、職員の団体がよく最近権利の方向ばかりを申し上げておられるようでございますが、やはり先ほどの副町長の答弁にもあったようにですね、義務を果たしていくということは大きなやっぱりこれは役目を果たしていくという事なんです。それを執行部の方が目に見える形、目に見える形で支援をしていくということは、これ必要だろうと思いますよ。特に川森の今の計画性の問題、それから管理職の職員の関係について再度答弁を願います。

富永豊議長

はい、栗栖総務課長。

栗栖一正総務課長

はい、川森の関係ですが、本来広島県立高校です。以前は県の方で高校寮を整備して受け入れるという体制が整っておりました。今回存続の問題がある中で市町の努力も見るといって町としても4階の高校寮を整備するという形を取り組んでまいりました。ただ今後とも先ほど言われましたのは、100人規模の寮の整備、本腰を入れてということではあるかと思いますが、今後の地元率の向上等も図っていけば、定員100人というイメージかと思いますが、そのためにも地元の地元率の引き上げもあわせてセットで考えていくべきものと思っておりますので、この寮整備24名程度がいいか悪いかの判断をなかなか出来かねますけれども、その必要性が出た場合には検討をぜひしてまいりたいと思っております。これも育てる会、そういった活性化地域協議会等とも調整を協議を図って参りたいと思っております。それから管理職手当のことについては私からは答えかねますので、副町長、町長の方からお答えいただきます。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

最後町長出ますんで。高校の寮につきましては全国公募を始めたときにいろんな下宿とか寮整備とかいう形を考えまして、当面は川・森・文化交流センターの4階を活用しようという決定をして今に至っておりますが、先進地の海士町等々では学校寮を整備している。それと2クラス、1学年2クラスの生徒を確保していると、そういった将来を見据えて現在また新たな単独寮か川森の整備か、方向性はまだ内部で十分協議が整っておりませんので、また言われるように支える会、守る会ですか、育てる会、ごめんなさい、との連携の中で最終的な方向性をまた町として模索してまいりたいというふうに思います。管理職手当はやっぱり私より町長がええと思います。

富永豊議長

はい、町長。

はい、管理職手当の制度も若干国の方にあわせているようなこともございますけれども、私は現状で当然の管理職手当だろうし、これを増すというような考え方は持っておりません。また職員のやっぱり親睦交流ということになって、風通しを良くするということになると、若干ですけども、職員の福利厚生という観点からですねいくらかの予算をいただいております。そうした風なものを活用しながらですねやっていくべきだろうと思っておりますし、またお金を使うばかりでなしに、やはり朝の一番目から帰る時までそれぞれそういったふうな職場風土を変えるチャンスはたくさんあるかと思っておりますのでそのことについて取り組みをしていきたいと思っております。

富永豊議長

はい、4番矢立議員。

矢立孝彦議員

今、再答弁ございましたね。特に職場の環境の改善について管理職手当のかかるものについてですね、質疑をさせていただきましたね。福利厚生との関係の部分についての充実というのはですね、これは職員さん自らができる部分とそれから町が行政的に支援する部分というのがですね色々あると思うんですね。今町長答弁あったようにですね、きっちりとかやっぱりね財源というのは多少いるんですよ、町長さん。そこはよくね、予算の来年度の予算の関係もありましようが目に見える形の中で一つ対応を求めたいと思っております。それからちょっと再質問の中では失念しておりましたが学校教育課長の答弁の中ではですね、来年度の予算ではぜひというような答弁ございましたが、教育長さんそれから町長さんの方にもですね、これは地元の強い要望でございますし、劣化した改修というのはですね、これ最低限これやっていく必要があるかと思っておりますね。そこは一つ地元の声も非常に強くご

ざいますのでご検討の方をするべきだろうというふうに指摘をさせていただいておきます。答弁は入りません。以上です。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。9番中本議員。

中本正廣議員

19 ページかもわからないんですが、一般質問でも出しましたが条例あるいは法令の中できちっと出来とるかどうかというのはちょっとわかりませんが、支援センターの関係の給料関係の中身的なものはピシッといってるのかどうかということをやっと聞きたいことと、それから23ページの頑張るビジネスについてはですね、もう少しちょっと町民的全体にわかりやすいような宣伝的なものというか、しっかりやって、もっとこれが予算的に組まないといかなというぐらいのものが出るようなものを出していきたい。ほとんどやっぱり町内は知らないんじゃないかなというのが私の感覚ではあるんですけど、もうちょっとこう出してもうちょっと頑張るビジネスでしっかり企業を興されるというような形のものを出していただきたい、一番いい、今までの中のヒットのあれじゃないかなというように思っております。それから27ページ、小学校の管理費の中でですね、これ加計小ですけど、子どもたちの今のトイレの関係はこれはやっとなるかね、もう、何年にもなる、できてからすぐやろうというような話もどったはずなんだけど。そのへんのところちょっと聞きたい。以上。

富永豊議長

はい、児玉商工観光課長。

児玉斉商工観光課長

はい、頑張るビジネスの関係でご指摘でございました。議員おっしゃる通り大変私もこの頑張るビジネスはこれで起業家が増えればという思いを強く持っております。ですので来年度からになるかちょっとあれなんですけど、今現在先ほど申し上げましたように町内でも十分使っていただけるような補助金にしていきたいと思いますというように思っておりますので、今まで以上にPRを頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

富永豊議長

伊賀福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、地域支援センターの職員につきまして、また条例との乖離部分等々につきまして改めて私も再度検討はさせていただきますというか、勉強いたします。職員の人件費等につきましても、サービス事業会計でありますとか、介護保険事業の特別会計の方で職員の人件費分はちゃんと見ておりますので、それはまた予算にちゃんと反映させております。こういったことでよろしいでしょうか。すみません。

富永豊議長

長尾学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、加計小学校の新築部門のこれはトイレのウォシュレットのことだというふうに認識しております。現状ではですね、加計小学校のトイレにつきましては洋式トイレということで整備をさせていただきました。国の補助金を受けまして執り行ったところでございます。従いまして便器を全部据え替えるという事にはならないんですけども、後付型のウォシュレットのタイプというのができないかという検討に入っております。おっしゃられる趣旨非常によくわかりますし、子どもたち、昨今ではですねノロウイルスとか色々な感染症なんかもあるような状況の中で、できるだけやはり教育環境の整備につきましてはですね取り組んでいけるようにということを考えていきたいと思っております。以上でございます。

富永豊議長

はい、9番中本議員。

中本正廣議員

今の学校の分はね、やるというような形のものでいいと思うんですよ。それは設備についてねどうこういう事はない、業者が見たらすぐわかる、専門者が見たらわかることだから、やる方向でやるっていうか、どうかという事だけの答弁でいいと思う。それから福祉課長答弁がなかなかきつい。質問も悪いかもわからんけど。中身的にねやっぱりいい形にならないと要は住民が一番困るところですよ。だからそのところはやっぱりどういいですか、常勤と言いますか、それがおらにゃあいかんというのが謳ってあるし、その辺のところを十分吟味してしっかりやっていただきたいという事だけです。以上。

富永豊議長

他に質疑はありますか。はい、大江議員。

大江厚子議員

町の施設で特に学校施設ですが、上殿小学校の体育館を来年ということですが、その改修改善の基準って言いますか、はどの辺にあるんでしょうか。戸河内中学校はもう何年も前から保護者とか学校側から3階がもう危ないとかね、水道施設がどうなんかいという要望は出ていましたけども、何にも対策がされなかったんじゃないかと思うんですね。その結果が天井が落ちたと。幸い怪我は無かったからですけど、その後ももう閉鎖ということにすぐ決められたという、そのどこがどうだから改修改善ができるのかしないのか、そのへんの基準をお知らせください。

富永豊議長

長尾学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

はい、対応の基準というお話をいただきました。従前の学校施設につきましては、耐震のこともございまして、改修計画というのをもちまして、それで改修もしくは新築という事が進めてこられたというふうに認識しております。現状で申しますとですね、長寿命化計画というようなところの中で、学校につきましては年次計画定めてですね、例えば今戸河内小学校や加計小学校であればウッドデッキなんかを敷設しておりますけれどもこちらの例えば上塗りであったりとか、ささくれが出ないようにするといったような処理、それから壁面の塗装であったりとか、こういうようなものにつきましては、年次計画を定めてやっていこうというふうに今財政の方と計画を立てさせていただいております。こうした中で上殿小学校につきましては耐震診断もしていないという状況の中でこれ最低限というような話をさせてもらうのがいいのかなのかわかりませんが、最低限のやはり環境づくりといったことで、今年度は行き届きませんがウインドファンの設置等もさせていただいたところでございます。そうした中でやはり現状を見たときにですね、不備があるといったものにつきましては、緊急的に対応していくというような形で今あたらせていただいております。以上でございます。

富永豊議長

はい、大江議員。

大江厚子議員

子供たちは毎日週5日ですけど、8時間とかねそこに行って勉強し生活しているわけですよ。ですからその現場の学校関係者なり保護者から要望なり出たときはね、やっぱり真摯に対応していただきたい。天井が落ちる事の無いようにねしていただきたいと思えます。

富永豊議長

他に質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第77号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)について起立により採決します。議案77号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第 77 号平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算(第 7 号)については原案のとおり可決しました。

日程第 3 . 議案第 78 号

富永豊議長

日程第 3、議案第 78 号平成 29 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について議題とします。議案の説明は先日町長より行われていますが追加説明があれば受けます。はい、上手住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

はい、失礼します。議案第 78 号平成 29 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)でございます。第 1 条としまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,126 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 7,451 万 1 千円と定めるものでございます。詳細の説明でございますが議案書の 10 ページ 11 ページをご覧ください。この度の補正でございますが、人事院勧告による給与費の補正のほかに 2 款目療養給付事業 4,467 万円、次に高額療養費支給事業、1,326 万円を増額の補正をお願いをするものでございます。こちらの補正の理由でございますが、一般被保険者の医療費の増加に伴いまして、療養給付費そして高額療養費の見込額に不足が生じるものでございます。こちらの財源でございますが、戻っていただきまして、6 ページ、7 ページでございます。国庫支出金、療養給付費負担金、現年度分でございますが、こちらの方が 1,856 万 2 千円、国庫補助金、財政調整交付金としまして 522 万 3 千円、同じく県支出金の財政調整交付金として 522 万 3 千円、こちらの方が財源として見込んでおります。残りにつきましては、9 ページ国民健康保険基金繰入金こちらの方で財源の方を見込んでおります。説明につきましては以上でございます。

富永豊議長

以上で説明を終わります。質疑はありませんか。はい、9 番中本議員。

中本正廣議員

11 ページ、これは町長にもう一回ちょっとお尋ねするんですが、高度医療支援事業という高度医療、これになってくると結局は今一番の問題になっている高額医療に使うのは、この前も一般質問で出しましたけれども、高血圧とか色んな含めて腎臓とか、高額医療につながってくるということですよね。これに対する町の考え方として、この前も言いましたように健康づくりというのがやっぱり一番大事になってくるといって、こういったことでの高額医療にならないためには、やっぱり運動という健康に対するものをやっていかにやあいかんということがありますよね。こういった事を含めてですね町が今から先どうやっていくかというのをもう一回確認と言いますか答弁していただきたい。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

はい、11 ページの補正につきましては、いわゆる高額医療、要するに今日の状況では、血液の疾患であったり、また癌等々の治療を要するときに、そしてまたそれらの元手になるものがやはり生活習慣と申しますかそうした風なことの起因されたいわゆる生活習慣病というのが大きくかかわっているものと思っております。そうした中で、我々が行政としてできることは、ご質問にありましたように、それに生活習慣を改善するという取り組みが、まず一番ではなからうかと思えます。それで幸いに我町におきましては、運動クラブ連合会の皆さんが健康を通して自らの健康を維持し、またそうした風な取組の中で、人と人とのつながりができ、人づくりにつながっていくと。そうした活動が他の地域へ波及されて今では 900 人をお迎えするようなウォーキング大会にもですね、大きく発展をしているところでございます。そういったふうな取組を通じながら、先ほどの質問にありました

ように、高額医療の削減について取り組んでまいっているところでございますし、我々もそうした風な取組の成果が一つは町のトータルの医療費に現れる。これは厳しいことですが、受け止めなくてはならないと思っております。そうした風な意味で健康保険の制度、国保という領域でありますので町民全体ではないんですけれども、やはりそうした数字は重く受けとめなくてはならないと思っておりますし、繰り返しますけれどもやはり健康づくり、人づくり、地域づくり、何よりも重要な取組とする意味での宣言をしているところでございます。引き続き取り組んでまいります。

富永豊議長

9番中本議員。

中本正廣議員

今、力強いと言いますか、そういった答弁をいただいたのでいいのですが、国保はあまりどういいですか、町民全体じゃないという、しかし今高齢化になってきてるので、ほとんどが国保が割と他の町については割合は多いんじゃないかというように思っております。出来るだけそういった形の中でいろんな面で支えていただいて、町民が健康になるような形のをやっぱり施策をやっていただきたいというように思っておりますのでよろしくお願ひします。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第78号平成29年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について起立により採決します。議案第78号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第78号平成29年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決しました。

日程第4・議案第79号

富永豊議長

日程第4、議案第79号平成29年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。議案の説明は先日町長より行われていますが追加説明があれば受けます。はい、上手住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

はい、議案第79号でございます。平成29年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)でございます。第1条としまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,628万4千円と定めるものでございます。議案の6ページ7ページをご覧ください。この度の補正でございますが、こちら人事院勧告による給与費の補正のほかに、まず保健基盤安定繰入金、こちらの減額が241万円でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療保健基盤安定事業の確定に伴い減額を行うものでございます。次に4款繰越金でございます。こちらにつきましては平成28年度の歳計剰余金の整理を行い繰越金として415万5千円を増額するものでございます。次に9ページをご覧ください。2款目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらにつきましては、先ほどの歳計剰余金415万5千円から保健基盤安定繰入金の減額241万円を差し引いたものを額174万5千円を計上しているものでございます。以上でございます。

富永豊議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第79号平成29年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については起立により採決します。議案第79号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第79号平成29年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第80号

富永豊議長

日程第5議案第80号平成29年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。議案の説明は先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けません。はい、伊賀福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、議案第80号です。平成29年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)でございます。今回の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,778万6千円と定めるものがございます。内訳でございますけれども、8ページ9ページの方をご覧いただければと思います。今回の補正は人事院勧告による給与費の補正によるものにあわせて、9月の議会の時に可決をさせていただきました介護保険法の改正に伴いますシステム改修についてですが、国からの補助金が付きました。それに伴います財源の構成をお願いするものでございます。説明は以上です。

富永豊議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第80号平成29年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について起立により採決します。議案第80号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第80号平成29年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第81号

富永豊議長

日程第6議案第81号平成29年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。議案の説明は先日町長より行われていますが、追加説明があれば受けません。伊賀福祉課長。

伊賀真一福祉課長

はい、議案第81号平成29年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)でございます。今回の補正につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1千783万5千円と定めるものがございます。詳細につきましては8ページ9ページの方をご覧いただければと思いますが、今回の補正につきましては人事院勧告により給与費の補正によるものでございます。説明は以上です。

富永豊議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

これで討論を終わります。これから議案第81号平成29年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について起立により採決します。議案第81号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第81号平成29年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決しました。

日程第7・陳情第10号

日程第8・発議第6号

富永豊議長

日程第7陳情第10号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める陳情書について及び日程第8発議第6号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書につきましての2件を一括議題とします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長から審査報告を求めます。はい、津田委員長。

津田宏産業建設常任委員長

それでは委員会報告をいたします。本委員会に付託された陳情要望を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告いたします。陳情第10号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書採択の陳情であります。提出者、道路整備促進期成同盟会全国協議会広島県地方協議会会長藏田義雄、陳情趣旨、要旨、道路財特法の補助率等の嵩上げの措置については平成30年度以降も継続すること、さらに地方創生推進のために真に必要な道路整備については補助率等を拡充すること、以上陳情採択と関係機関への意見書を提出。審査結果を発表します。地方の道路を取り巻く環境は災害時等に対応可能な幹線道路ネットワークの構築や、道路の耐震強化・老朽化対策、人流・物流の円滑化のための渋滞対策の推進、通学路の安全対策など多くの課題が山積しており、長期的安定的な道路整備のための予算確保が必要です。この状況の中、道路整備事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度までとなっており、これが低減や廃止されることは地方自治体にとって死活問題です。よって道路財特法の補助率嵩上げ措置の継続要望の取組が必要です。以上のことから委員会として陳情内容を採択したことを報告いたします。続いて発議第6号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について報告いたします。提案理由、現在道路事業においては道路整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律の規定により地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げ50%を55%に嵩上げされており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっております。よって来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により地方創生が推進され地域の活性化が図られるよう道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については平成30年度以降も現行制度を継続するよう意見書を提出するものであります。提出先は衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。意見書の内容については別紙をご覧くださいと思います。以上、報告を終わります。

富永豊議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第10号道路整備に係る補助率の嵩上げの措置の継続を求める陳情書及び発議第6号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措

置措置の継続を求める意見書の2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第10号を採択し、発議第6号により意見書を提出しようとするものです。陳情第10号及び発議第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って陳情第10号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める陳情書及び発議第6号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の2件は委員長の報告のとおり陳情書を採択して意見書を提出することに決定しました。

日程第9

富永豊議長

日程第9閉会中の継続審査についてを議題とします。陳情第11から陳情第17について審査を付託した総務常任委員長から審査報告を求めます。はい、佐々木美知夫総務常任委員長。

佐々木美知夫総務常任委員長

本委員会は審査中の案件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので会議規則第75条の規定により申し出をします。案件、陳情第11号国保都道府県単位化に伴う保険料引き上げを行わず安心して誰もが医療を受けられる国民健康保険の運営を求める陳情書。陳情第12号難病医療費助成制度における診断書料の公費助成創設と国への意見書提出を求める陳情書。陳情第13号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める陳情書。陳情第14号国民健康保険の県単位化により保険料の引き上げなど県民負担の増大を招かず、誰もが安心できる国保運営を求める陳情書。陳情第15号国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書。陳情第16号待機児解消、保育士等処遇改善のための財源確保を求める陳情書。陳情第17号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書。以上7件でございますが、継続審査理由、国・県財政の将来的支出を伴う制度設計もあり多面的議論が必要で審査に慎重を期する必要がある。国等において審議中の事案もありその情勢等は慎重に判断する必要がある。さらに内容が多岐にわたっており詳細審査に時間を要し会期内での委員会結論は難しい状況にあるため、ということでございます。以上でございます。

富永豊議長

以上で委員長の報告を終わります。総務常任委員会に付託した陳情第11号から陳情第17号について委員長より閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りします。陳情第11号から陳情第17号については委員長の報告のとおり閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。陳情第11号から陳情第17号については閉会中の継続審査することに決定しました。

日程第10

富永豊議長

日程第10閉会中の継続調査について議題とします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行うとの申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。従って各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。ここで町長から発言の申し出があります。はい、町長。

小坂眞治町長

はい、平成29年第9回の町定例議会の閉会にあたりまして一言ごあいさつをさせていただきます。去る8日の開会以来慎重なるご審議をいただきました。先ほどすべての案件につきまして、適切なるご決定をいただいたところでございます。深く感謝を申し上げるものでござ

ざいます。また審議の途中色々のご意見またあるいはご提言またご要望等々いただいております。そうしたことを参考にこれからの町行政の推進に努めてまいりたいと思っておりますし、また新年度の予算編成にかかっているところでございます。出来る限りの取組みをしてまいりたいと思っております。また質問ご提言の中にもございましたけれども、何と言ったにしても今年は重ねての不祥事を発生をさせた年でございます。その対応に時間を取られ、また再発防止についてまた時間をとるといような状況でございましたけれども、何と言いましても町民の皆さんにお寄せいただいております信頼を大きく損ねた。またともに町づくりをご検討いただいております議会の皆様方の信頼をも大きく損ねた事、本当に重ねて深くお詫び申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。そうしたふうな取組を通じてこれから町民の皆さんに応えられる一人一人の職員になり、また大きな安芸太田町の組織としての役割を果たしていきたいと思っております。そうした経過の中でさらに町民の皆さんの福祉向上のために、今取り組んでおります生涯活躍のまち、あるいは地域経済の活性化を主目に地域商社の設立等々の取組をしております。いずれも時間が迫っている中での取組みをしているところでございます。そうしたふうなことに關しまして、この3月定例議会までにですね重ねての臨時会をお願いするようなスケジュールも想定をしているところでございます。ぜひともご理解をいただき新年度にそれぞれの事業が十分な準備の中でスタートができるよう重ねて取り組んでまいりますので、お願いをいたしまして、ご理解いただきたく思うところでございます。また今年は早くから雪が降りましてスキー場の方もオープンをしていただいておりますと聞いておるところでございます。これからこの雪が根雪になってホワイトクリスマス、また年末年始に多くのスキーヤーの方々においでいただき、交流が促進できることを願うものでございます。結びになりますけれども、そうした風な厳しい寒さが寄せおるところでございます。冷気が深まる中ではございますけれども、議員の皆様方にはつつがなくお年をお越しになられまして輝かしい新年を町民の皆さんとともに迎えるよう祈念をいたしましてごあいさつとさせていただきます。この一年間どうもありがとうございました。

富永豊議長

これで会議を閉じ、平成29年第9回安芸太田町議会定例会を閉会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後0時7分散会